※★はご意見を受けての変更点です。

広報おおたわらに対する

願いしています。平成28年度にいただいた貴重なご意見の一部をご紹介します。 市では、より良い広報紙作りのため、 ご意見ありがとうございまし 毎年10名の方に「広報モニター」をお

必要な情報・ 特集の「黒羽のお茶」を読 りましたか。 新しく得た情報はあ 説ませて い

「大田原市庁舎復興再整備基本計画 ただき、改めて大田原市を誇りに い感激しました。 (5月号)

)「大田原のとうがらし」では、 がありよかったです。(8月号) ジをめくったらとうがらしの赤が のか知りたいです。 目に飛び込んできて、 この費用が総額でいくらくら と基本設計」に関心が持てました。 (6月号) インパクト ~ | いな

○「ごみ」の特集は直接関係があるもの 解してくれたのではないでしょう なので、よく読みました。わかって か。大切なことだと思います。 いるつもりでも、 改めて皆さんも理

資源でみ回収報奨金の記事 た。継続登録なのかと勘違いし 体登録が必要なことがわかりまし いました。 (11月号) 毎年 寸 7

○QRコードの印刷部

分にU

R

L

表記もお願いします。

多いため、まだまだ自宅から排出ごみ出しの際に紙を入れることが)温泉マップでは、まだ行ったこと を持ちました。(1月号) もう少しごみの削減に積極的に する量を減らせるとわかりました。 のない温泉がたくさんあって興

> り組もうと思いました。 (3月号)

りましたか。 分かりづらい文章表現 元・単語: はあ

(2)

○日時・場所などの項目の文言が 統

★現在、 ○資源リサイクルにおける3つの 語はなにかピンときません。 について説明がありましたが、 統一を進めています。 (9 り り り れ 、 の R

③写真やデザイン・レイアウト ○生活カレンダーのくらし情報館開 い点・改善点をお書きください。 0) 良

★いままでは開館日のマークの 掲載でしたが、 館日がわかりにくいです。 し情報館開館日」という文言を加 マークに加え「くら明日のマークのみの

○全体的に青・グレーと文章が黒で 落ち着いた読みやすい印象です。 ず、ぼんやりした色のため、 挿絵もはっきりとした色遣いをせ になりません。 邪魔

)広報紙全体に記事が多すぎます。

内容を整理したほうがよいのでは?

間(23)870 情報政策課 (23)8700

)各地区における趣味の会や、 ンティアグループ等々の活動 希望するテーマや記事内容をお書 を紹 ボラ

介してほしい。

きください。

)新婚夫婦応援事業について、)生活カレンダーに記載されている 載を希望。 出生、死亡の詳細の流動人口も記 少し詳しくPRしてはどうか 人口と世帯数ですが転入、 転出、

やすく、読みやすい広報紙を目これらを参考に、今後よりわ)健康に関する記事で、 入れてみよう」と思うようなもの に「実行してみよう」「生活に取 読んですぐ かり ŋ

ますので、ぜひご愛読ください。

退任された行政相談委員に感謝状

平成 29 年 3 月 31 日をもって行政相談委員を退任された蜂巣耕平さんが総務大臣より感謝状を贈呈されまし た。同氏は平成 17 年から 11 年以上に渡り、行政相談 委員として市民の相談相手となり、行政サービスに対す

る苦情や相談を受け、 問題解決の促進に尽 力されました。

A 2 階 問情報政策課 $\blacksquare (23)$ 8 7 0 0

枚相談委員の委嘱

公平委員会委員の選任

した。任期は4年です。

問総務課 A2階

▶安部

大田原市公平委員会委員の任期満 了に伴い、市議会3月定例会で同意を 得て、4月1日に次の方が選任されま

桂弥 氏(新任 宇都宮市)

行政相談委員は、市民の皆さんから出された行政に対 する意見、要望等をお聞きし、関係機関に繋ぎ、問題を 解決する業務等を行っています。

 $\blacksquare (23)8702$

このたび、次の方が平成29年4月1日付で、総務大

臣から行政相談委員に委嘱され ましたのでお知らせいたします。

●相談委員氏名および担当地区 陽一氏(湯津上地区)

問情報政策課 A 2 階 $\blacksquare (23) 8700$



④広報紙にどのような記事の掲載を

希望しますか

トピックス

おおたわら塾

子育て

健康·福祉 年金·国保

くらし

税

文化·教養

スポー

ツ 教育

後期高齢者医療保険制度の保険料について

所得の低い方や被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置として 保険料の軽減措置がありますが、平成29年度より見直されます。 問栃木県後期高齢者医療広域連合 ■028(627)6805(代表)

●所得の低い方の軽減措置

所得割額を負担する方のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、 所得割額が5割軽減から2割軽減となります。

	平成 28 年度	平成 29 年度
所得割額	5 割軽減	2割軽減

均等割額9割、8.5割軽減の特例措置は平成29年度においても継続されます。

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が26.5万円から27万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が48万円から49万円に変わります。

5 割軽減	基礎控除額	(33万円)	+27万円×被保険者数
2割軽減	基礎控除額	(33万円)	+ 49 万円×被保険者数

●被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置

被用者保険の被扶養者だった方の均等割額は、9割軽減から7割軽減となります。

	平成 28 年度	平成 29 年度
均等割額	9割軽減	7割軽減
所得割額	賦課せず	賦課せず

※所得の低い方への均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。

人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として全国的な 啓発活動を展開しており、大田原人権擁護委員協議会でも、特設人権相談所を開設します。

- ●相談内容…いじめ・体罰・DV、セクハラやストーカー行為など人権に関する内容。
- ※相談は人権問題に詳しい人権擁護委員が担当しますので、安心してご相談ください。
- ●日時・場所…生活カレンダーの「人権相談」のとおり。

問総務課 A 2階 Ⅲ(23)1111

法人市民税均等割の税率が改正されました

法人市民税均等割の税率について、県内各市の状況にあわせて、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から次のとおり改正されました。

号数	法人等の区分		平成29年3月31日以前に開始	
	資本金等の額	従業者数	する事業年度の税率(年額)	する事業年度の税率(年額)
1号	1号 下記以外の法人等		50,000 円	60,000円
2号	1 千万円以下	50 人超	120,000 円	144,000 円
3号	1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	130,000 円	156,000 円
4号	1 千万円超 1 億円以下	50 人超	150,000 円	180,000円
5号	1 億円超 10 億円以下	50 人以下	160,000 円	192,000 円
6号	1 億円超 10 億円以下	50 人超	400,000 円	480,000 円
7号	10 億円超	50 人以下	410,000 円	492,000 円
8号	10 億円超 50 億円以下	50 人超	1,750,000 円	2,100,000 円
9号	50 億円超	50 人超	3,000,000 円	3,600,000円

【適用開始時期】

平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

問税務課 **B**1階 **四**(23)8725